

県南広域振興局長告示第 210 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 16 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

| 医療機関の名称   | 所在地                 | 指定年月日            |
|-----------|---------------------|------------------|
| 恵ライフクリニック | 花巻市太田第 51 地割 221 番地 | 平成 19 年 8 月 17 日 |
| 高田医院      | 花巻市轟木 9 地割 77 番地 2  | 平成 19 年 9 月 1 日  |
| 北大通歯科医院   | 奥州市水沢区北丑沢 27 番地 2   | 平成 19 年 9 月 19 日 |